

発議第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年7月3日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 持原秀行

提 案 理 由

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税の在り方について決定する必要がある。また、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源の確保を図ることが極めて重要である。

については、関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員を始め人材が減少する中で、新たな行政ニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

また、経済財政諮問会議では、平成32年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政などで歳出削減に向けた議論が進められています。

このような中、本市においては、引き続き地域経済と雇用対策の強化が求められるとともに、質の高い公共サービスを維持するためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源の確保を図ることが極めて重要であります。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税の在り方について決定する必要があります。

このため、政府の平成28年度予算編成における、地方財政計画の策定に当たっては、過疎地域や離島など条件不利地域及び自主財源に乏しい脆弱な地方の財政基盤に十分配慮するとともに、増大する地方の行政需要に対応した予算措置が必要であります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成28年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府においては下記のとおり措置されるよう強く求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方税の在り方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決定するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議の下に決定すること。
- 2 子育て、医療、介護などの社会保障分野、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の現行水準の維持確保を図ること。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、国の責任において財源を確保し、全体の地方財政に影響を与えないようにすること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じないように、交付税算定の在り方など十分な措置を講じること。
- 4 地方財政計画に計上されている歳出特別枠、別枠加算及びまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を維持するとともに、国の歳出削減を目的とした一方的な減額

は行わないこと。

- 5 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど急増する社会保障ニーズへの対応と人材確保のための予算確保と地方財政措置を拡充すること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。また、地方交付税における人件費の算定に当たっては、増大する地域の財政需要を踏まえ、適切な算定を行うこと。
- 7 法人実効税率見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税の検討に当たっては、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、地方税収の減少など、財政運営に支障が生じないように措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 7 月 3 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、地方創生担当大臣